

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	特定活動 (ワーキングホリデー)	特定活動 (造船分野)
・ 特定活動 (EPA)	・ 特定活動 (外国人調理師)	・ 特定活動 (ハラル牛肉生産)
・ 特定活動 (高度学術研究活動)	・ 特定活動 (ハラル牛肉生産)	・ 特定活動 (製造分野)
・ 特定活動 (高度専門・技術活動)	・ 特定活動 (就職活動)	・ 特定活動 (その他)
・ 特定活動 (高度経営・管理活動)		
・ 特定活動 (高度人材の就労配偶者)		
・ 特定活動 (建設分野)		

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など